

教 県 第 7 5 9 号  
令和 2 年 8 月 1 4 日

各 県 立 学 校 長 殿

沖 縄 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 金 城 弘 昌  
(公 印 省 略)

### 県立学校の一部臨時休業の取扱いについて（通知）

みだしのことについて、令和 2 年 8 月 1 0 日付け教 県 第 7 4 4 号により、高校 3 年生を除き、県立学校を一部臨時休業とする旨通知したところですが、警戒レベルが第 4 段階に引き上げられたことから、一部臨時休業を継続します。ただし、一部の学校においては、地域の感染レベルを踏まえ、学校における感染のリスクを可能な限り低減しつつ、下記のとおり、高校 1、2 年生の分散登校を実施します。

については、職員、児童生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、県においては緊急事態宣言が 8 月 2 9 日まで延長されたことを踏まえ、各学校においては、引き続き、万全の感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

また、8 月 2 4 日以降の対応については、改めて通知いたします。

### 記

#### 1 一部臨時休業及び分散登校の実施期間

令和 2 年 8 月 1 7 日(月)～令和 2 年 8 月 2 3 日(日)

#### 2 一部臨時休業の対象等

(1) 県立高等学校は 1、2 年生（下記※に記す高校を除く）とする。

高校 3 年生は、これまで通り、原則、時差登校並びに短縮授業とする。

(2) 県立特別支援学校は原則、全学年とする。

(3) 県立中学校は全学年とする。

※通常登校となる学校

辺土名高校、北山高校、本部高校、名護高校、北部農林高校、名護商工高校、久米島高校、宮古高校、伊良部高校、宮古工業高校、宮古総合実業高校、八重山高校、八重山農林高校、八重山商工高校

#### 3 分散登校の対象校等

読谷高校、嘉手納高校（1、2 年生）

#### 4 臨時休業の対象となる幼児児童生徒への対応

##### (1) 登校日の設定

臨時休業期間中に1回程度の登校日を設定すること。その場合、各学年の登校日が重ならないよう工夫するなど、感染症対策を講じること。

##### (2) 学習指導の支援

休業中の幼児児童生徒に対しては、教科書及び副教材等に基づく家庭学習を課し、学習の継続を図ること。

##### (3) 幼児児童生徒の心のケア

休業期間中の幼児児童生徒が心理的なストレスを抱えていることも考えられることから、登校日は、学級担任や養護教諭を中心に健康観察を行い、幼児児童生徒の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて個別の健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応すること。

#### 5 特別支援学校の幼児児童生徒の対応

障害のある幼児児童生徒が日常的に利用している放課後等デイサービスが、利用できなくなる可能性を想定し、その対応を検討すること。その際、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、幼児児童生徒の居場所の確保に努めること。

#### 6 その他

健康に不安がある幼児児童生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合には、事情を聞いた上で出席停止扱いにするなど、柔軟に対応すること。

#### ※ 留意事項

健康観察を継続し、幼児児童生徒に風邪症状がある場合は登校しないよう、指導するとともに、同居家族に発熱など風邪症状がある場合も登校を控えるよう、保護者等に依頼すること。尚、その場合は、出席停止扱いとすること。